

静岡県監理業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の監理業務委託契約に関し、この契約書及び別冊監理業務仕様書(以下「仕様書」という。)に従い、これを履行しなければならない。
- 2 この契約の履行に関しては、静岡県建設工事執行規則(昭和50年静岡県規則第16号)及び静岡県建設工事監督要領(昭和60年訓令乙第4号)を遵守しなければならない。

(業務処理計画表)

- 第2条 受注者は、この契約締結後15日以内に仕様書に定める監理業務計画表を発注者に提出し、承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第4条 受注者は、監理業務の処理を第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(暴力団関係業者による再委託等の禁止等)

- 第4条の2 受注者は、第17条第9号アからオまでのいずれかに該当する者(以下この条において「暴力団関係業者」という。)を下請負人(下請その他この契約に関連する契約の相手方を含む。以下同じ。)としてはならない。
- 2 受注者は、その受託した業務に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該業務に係る再委託契約等を締結させてはならない。
- 3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該業務に係る下請負契約(下請その他この契約に関連する契約を含む。以下同じ。)を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して、当該契約の解除(受注者が当該契約の当事者でない場合においては、受注者が当事者に対して当該解除を求めることを含む。以下同じ。)を求めることができる。
- 4 前項の規定による解除を求めたことによって生じる下請負契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

(監理業務内容の調査等)

- 第5条 発注者は、必要があると認めるときは、監理業務の処理状況について、受注者に対して報告を求め、又は自ら調査することができる。
- 2 発注者は、前項の調査又は報告の結果必要があると認めるときは、受注者に対して必要な措置を指示することができる。

(担当職員等)

- 第6条 受注者は、この契約に基づく監理業務の区分ごとに担当する職員(以下「担当職員」という。)を定め、この契約締結後15日以内に仕様書に定める監理業務担当職員計画表を発注者に提出し、その承諾を得るものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(担当職員に関する措置請求)

- 第7条 発注者は、担当職員がその職務の執行につき著しく不相当であると認めるときは、受注者に対してその理由を書面により明示し、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

(監理業務の変更等)

- 第8条 発注者は、必要があると認めるときは、書面により受注者に通知して、監理業務の内容を変更し、又は監理業務を一時中止させるとともに、業務委託料又は履行期間を変更することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前2項における業務委託料若しくは履行期間又は賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(適正な履行期間の設定)

- 第9条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

(一般的損害)

- 第10条 この契約の履行に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、受注者が負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(監理業務の報告)

- 第11条 担当職員は、仕様書に定める監理業務報告書に工事進捗月報を添付し、毎月10日までに、前月の監理業務の処理状況を発注者に報告しなければならない。

(監理業務の検査)

- 第12条 受注者は、監理業務が完了したときは、仕様書に定める監理業務完了報告書により発注者に報告しなければならない。
- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その日から起算して10日以内に受注者の立会いの上、監理業務の結果を検査し、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

(業務委託料の支払)

- 第13条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面により業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(業務委託料の分割支払)

- 第14条 受注者は、前条第1項の規定にかかわらず、監理業務報告書の提出に基づく監理業務の進捗に従って、業務委託料の分割支払を書面により請求することができる。ただし、分割払を請求しようとするときは、あらかじめ、監理業務の処理状況について、発注者の確認を受けなければならない。また、この請求は月1回を超えることができない。
- 2 前条第2項の規定は、前項の請求について準用する。

(第三者による代理受領)

- 第15条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対し、第13条又は第14条の規定に基づく支払をしなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 履行期間内に監理業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

- (2) 正当な理由がなく監理業務に着手しないとき。
- (3) 担当職員を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者が監理業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が監理業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第20条又は第21条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者（受注者が設計共同体を結成している場合にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にあつては当該個人をいい、受注者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
 - カ 受注者が、下請負契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請負契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ク 発注者が第4条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由なくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。)

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第19条 発注者は、監理業務が完了するまでの間は、第16条又は第17条に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第20条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第21条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
(1) 第8条の規定により監理業務の内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
(2) 第8条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 第16条又は第17条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第16条又は第17条の規定により、監理業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 監理業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害賠償を請求する場合の請求額は、発注者は業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項に基づき財務大臣が定める遅延利息の率の割合で計算した額を請求することができる。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第24条 この契約に関し、受注者（受注者が設計共同体を結成している場合にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があつた場合には、変更後の業務委託料）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体

が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項において同じ。）において、この契約に関し、受注者等が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされるとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

（受注者の損害賠償請求等）

第25条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）

第26条 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係企業による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。

- 2 前項の規定による警察に通報し、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者にその旨を文書で報告しなければならない。
- 3 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係企業による不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

（支払い遅延）

第27条 発注者又は受注者が本契約に基づき支払わなければならない額を指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項に基づき財務大臣が定める遅延利息の率で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

（秘密の保持）

第28条 受注者は、この監理業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（補則）

第29条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（令和4年4月1日改正 建築企画課）

(別紙)

建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項

対象となる建築物の概要	
業務の種類、内容及び方法	

工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	
-------------------------------------	--

工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士
【氏名】： 【資格】：() 建築士 【登録番号】
【氏名】： 【資格】：() 建築士 【登録番号】
(建築設備の設計に関し意見を聴く者) 【氏名】： 【資格】：() 設備士 【登録番号】 () 建築士

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

※建築士法施行規則第 17 条の 38 第 6 項に係る記載事項は、静岡県業務委託契約約款（建築設計）第 7 条第 3 項に規定する承諾手続による。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	() 建築士事務所
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)